

2．海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

2 - 1．ベトナム技術協力

2 - 1 - 1 調査の概要

近年、気候変動や海洋プラスチック問題といった環境問題が世界的に大きくクローズアップされている。これらの問題に対応すべく各国は、再生可能エネルギーの推奨やプラスチック袋有料化といった環境に資する政策を打ち出すとともに、国連や欧州連合といった国際機関の支援のもとグリーン公共調達(GPP)を重要な環境政策と位置付ける国が増えている。そして、そのGPPの実効性を高める効果的なツールとしてタイプ 環境ラベルの活用が進められており、前述の国際機関が様々なプログラムを世界各地で展開するなど、国際的な市場のグリーン化が加速しつつある。

このように環境が市場参入のキーワードとなることは、高度な環境技術を有して環境配慮型製品の製造に強みをもつ日本の事業者にとって海外展開の大きな機会となるものの、国によって要求事項や制度に微妙な相違があり、正確な情報の把握や仕様の調整などを海外展開の課題として挙げる事業者も多い。そこで、過年度までの複数年にわたり多数の国に対し制度、基準に関する情報交換や知見共有などの側面的支援を行ってきたところ、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」）より、GPPと環境ラベルが機能的に結びつき、グリーン購入法のもと環境配慮型製品の高い調達率を誇る日本の優れた取組や経験を共有する技術支援の要望があり、協議を重ねてきた。平成 29、30 年度には、ベトナムの天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE）に対し、日本のGPP制度や環境ラベル制度について情報提供やベトナムでの同制度の普及を目的とした日本の学識経験者を招いた研修をベトナムや日本で実施した。加えて、MONRE スタッフを日本に招き、エコマーク取得など環境に重きをおく事業者やGPPの実施主体である地方自治体等を訪問するなど、様々な観点からの知見共有を行ってきた。平成 31 年度の技術支援については、前年度までの協議の結果、MONRE よりタイプ 環境ラベル「グリーンラベル」のレストランとホテルの基準策定、及びその策定プロセスに関するスタッフ等の育成に関する技術支援の依頼があった。この依頼を踏まえて、本年度はハノイとホーチミンの 2 都市での基準策定に係る事業者ヒアリングとセミナーを行う訪越技術支援をそれぞれ 1 回実施するとともに、MONRE スタッフを日本に招いた訪日研修を 2 回（2019 年 6 月 19 日(水)～21 日(金)及び同年 12 月 4 日(水)～6 日(金)）実施することとした。

レストラン及びホテル基準案の策定にあたっては、将来的なエコマークとの相互認証締結による日系事業者の国際展開を促進する観点から、エコマーク基準をベースとしつつ、可能な限りベトナムの実情に沿うよう現地事業者のヒアリングを実施した。ヒアリングでは、MONRE が手配したレストラン 1 社、ホテル 5 社のほか、ホーチミンに 2 店舗を出店している日系事業者である Vietnam OOTOYA Co., Ltd を訪問し、基準のローカライズに努めた。（基準案は、[資料編 2-1-5](#)及び[資料編 2-1-6](#)を参照）

訪日研修では、ベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の策定に伴い、エコ

マークを取得しているレストランとホテルを訪問し、エコマーク取得背景や申請に係る留意点、現地監査時の経験、取得後の効果など、グリーンラベル基準制定後、MONRE 側が基準を運用するにあたり参考となる訪問先を選定した。さらには、日本の高度なリサイクル技術を学びたいとの MONRE の要望を鑑み、複写機などの画像機器やトナー・インクカートリッジのリサイクル工場やレストラン・ホテル基準の重要観点の一つである食品廃棄物削減の重要な役割を担う食品リサイクル工場を訪問した。

なお、本技術支援における会議運営は、本業務の仕様書「(別添) 8.その他(4) 会議運営を含む業務について」に規定されている通り、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準等の要件を満たしている。

2 - 1 - 2 ベトナムの概要

1) ベトナムの概要

ベトナムは、インドシナ半島の東部に位置し、南北に細長く伸びる社会主義共和国である。北に政治の中心である首都ハノイ、南に経済の中心であるホーチミンがあり、約 9,467 万人の人口を抱える。1995 年に ASEAN に加盟し、安定的に経済成長を遂げている。2018 年の日本の対ベトナム直接投資額(新規及び追加：認可ベース)は 83.4 億ドルで国別では第 1 位となったほか、ベトナムの輸出入相手国として日本は輸出・輸入ともに第 3 位に位置するなど、両国間の経済的なつながりは強い。さらに、1992 年 11 月の経済協力の再開以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている。



表 2-1-1. ベトナム基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国	首都	ハノイ
面積	32 万 9,241 平方キロメートル	人口	約 9,467 万人
ASEAN 加盟年	1995 年	言語	ベトナム語
GDP	約 2,372 億米ドル(2018 年)	経済成長率	7.08%(2018 年)
経済概況	<p>(1) 1989 年頃よりドイモイの成果が上がり始め、アジア経済危機の影響から一時成長が鈍化した時期があったものの、1990 年代及び 2000 年代は高成長を遂げ、2010 年に(低位)中所得国となった。</p> <p>(2) 2011 年以降、マクロ経済安定化への取組に伴い一時成長が鈍化した。過去数年は ASEAN 域内でもトップクラスの成長率を達成(2015 年 6.68%、2016 年 6.21%、2017 年 6.81%、2018 年 7.08%)。特に、数多くの自由貿易協定 (FTA) の発効 (2019 年 4 月時点で 12 の FTA が発効済)、ODA を活用したインフラ整備、低賃金の労働力を背景に、外資の製造業を誘致し、輸出主導型の経済成長を続けてきた。</p>		

出典：外務省-ベトナム社会主義共和国基礎データ(令和元年 9 月 6 日現在)

2) ベトナム・グリーンラベル

(1) ベトナム・グリーンラベルの概要

ベトナムの環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル」及び GPP 制度はともに MONRE が所管している。まず、2009 年の MONRE 「決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT¹」により、ベトナム・グリーンラベル制度の立ち上げが承認され、2013 年 12 月の「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT²」の発布により、運用・認証手続き等が確立された。その後、2014 年 1 月



ベトナム・グリーンラベル

¹ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Decision-No-253-QD-BTNMT-on-approving-the-ecology-label-issuance-program-141614.aspx> (ベトナム語)

² URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Circular-No-41-2013-TT-BTNM-ecological-labels-for-environment-friendly-products-218340.aspx> (ベトナム語)

に発布された「決定 No. 154/QD-BTNMT³」にて 14 基準が制定・改定され、平成 29 年 11 月発布の「決定 No. 2186/QD-BTNMT⁴」にて 3 基準が制定された。また、基準の制定・改定を示すこの 2 つの決定文書には、ベトナム国内事業者及びベトナムへの輸出事業者(海外事業者)に対する、グリーンラベル申請に係る一般的な事項(環境法規等の順守等)を定めているほか、海外事業者に対しては IAF(国際認定フォーラム)もしくは PAC(太平洋認定協力機構)の国際相互承認のメンバーであり、かつ ISO/IEC17021 認定を取得した認定機関により環境マネジメントシステム ISO14001 の認定を製造工場が取得していることを条件としている(もしくは同等の基準を満たす認定機関により ISO14001 の認定を受けた工場)。令和元年 12 月現在、17 基準が制定されており、53 製品が認証を取得している。MONRE ベトナム環境総局(Vietnam Environment Administration: VEA)を中心に、MONRE 内にあるベトナム・グリーンラベル事務局(Vietnam Green Label Office: VGL oiifce)が事務局運営を担い、基準案策定や市場調査、申請技術関連資料の評価を担う技術委員会及び品目選定や基準案チェックを担当するベトナム・グリーンラベル評議会によって、ベトナム・グリーンラベルが運営されている。申請料及び年間使用料は無料となっており、申請から認証取得まで約 1 カ月を要する。



図 2-1-1. ベトナム・グリーンラベルの法体系と基準

(2) 認証プロセス

ベトナム・グリーンラベルの製品認証プロセスは以下の通りである。

³ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyet-dinh-154-QD-BTNMT-2014-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-Viet-Nam-Bo-Tai-nguyen-Moi-truong-248895.aspx> (ベトナム語)

⁴ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quyet-dinh-2186-QD-BTNMT-2017-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-moi-truong-Viet-Nam-362251.aspx> (ベトナム語)

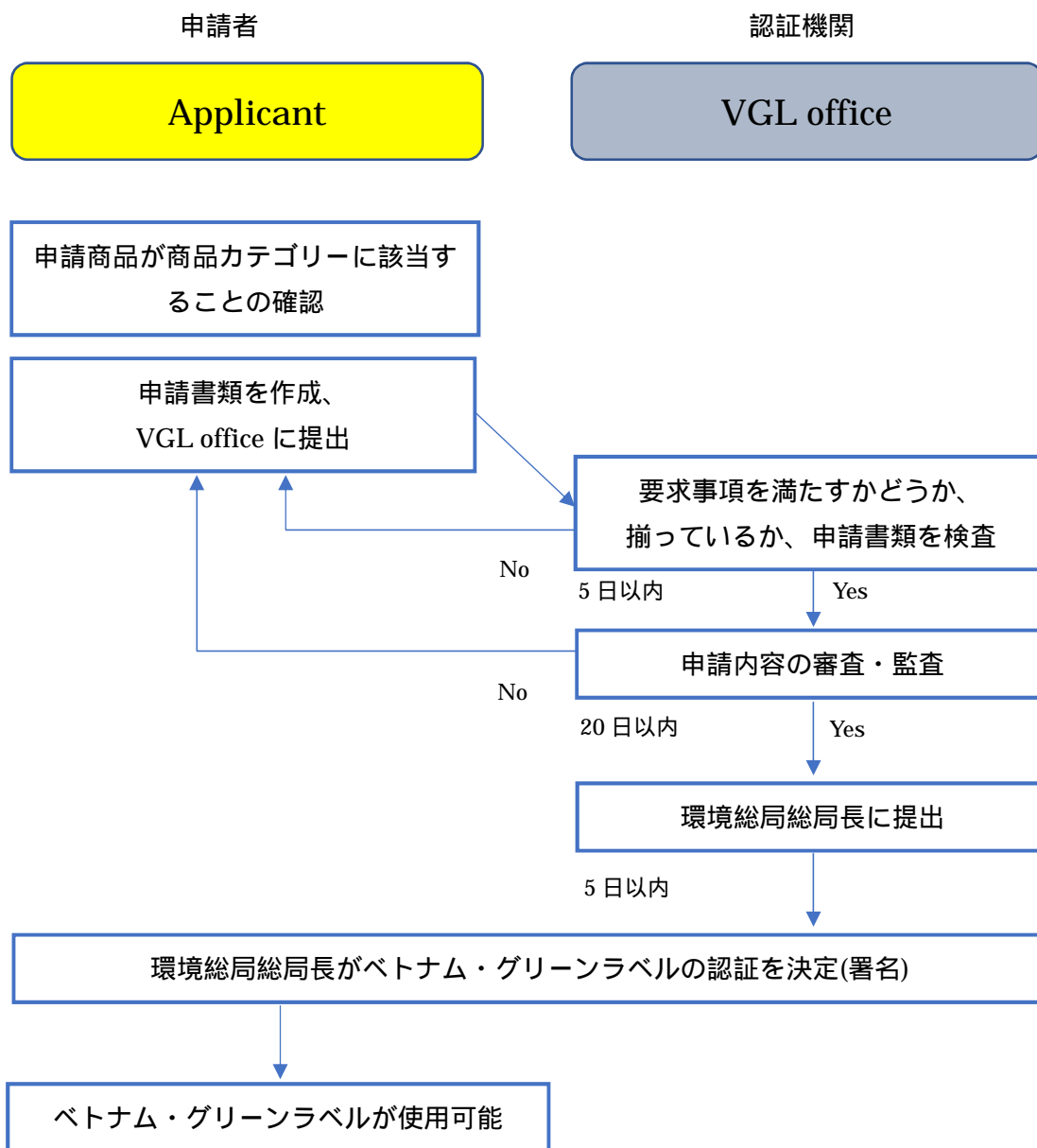


図 2-1-2. ベトナム・グリーンラベル認証プロセス

(3) 申請手続きの詳細

VGL office は、MONRE の VEA の下に設置されたベトナム・グリーンラベルの認証機関である。既存の基準に該当する製品の認証審査の商品申請手続き(基準適合の申請書類の確認、是正、補充を要求等)を VGL office が担当する。

なお、ベトナム・グリーンラベルの貼付は任意である。

認証基準

最初のステップとして、申請検討商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。また、2020年1月現在、VEAウェブサイトはリニューアル中であり、認証基準書のダウンロードができない。

申請書

ベトナム・グリーンラベルの認証登録申請に必要な書類は下記の通りである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. 「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」 付属書 1 に定められた様式に従った申請書
2. 以下のいずれか 1 通
 - 同通達付属書 2 に定められた様式に従った企業の環境保護活動報告書原本：1 通
 - 法律の規定に従って登録された認定機関から発行された有効期限内の国家標準 TCVN ISO 14001 の認証証明書：1 通、
 - 国際規定フォーラム(IFA)もしくは太平洋認定機関協力機構(PAC)の加盟組織によって発行された国際標準 ISO 14001:2004 もしくは同等基準の認証証明書：1 通
3. MONRE が制定したグリーンラベル基準を満たす製品評価レポートの原本のコピー：1 通、および VEA が有効な申請書類を受領した日から 6 ヶ月以内に試験機関から発行された有効な試験結果
4. 商標登録証明書の原本のコピー：1 通
5. 製品の意匠を示す写真または図面：1 枚 (21cm × 29cm)

上述 1 及び 2 にある「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」 付属書 1、2 は、以下のウェブページからダウンロードできる。

<https://dvctt.monre.gov.vn/pages/ChiTietDichVuTrucTuyen.aspx?dv=38>

【申請書の提出先】

No. 10, Tôn Thất Thuyết Street, Nam Từ Liêm District, Ha Noi, Viet Nam E-mail : admin@vea.gov.vn 電話: (84-4)39424581 Fax: (84-4)38223189

③試験機関

科学技術大臣通達「08/2009/TT-BKHCHN⁵」(2009年4月8日)及び同省通達「10/2011/TT-BKHCHN⁶」(2011年6月30日付)に従って事業登録を行った試験機関による試験結果を提出する

⁵ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/thuong-mai/Thong-tu-08-2009-TT-BKHCHN-yeu-cau-trinh-tu-thu-tuc-dang-ky-linh-vuc-hoat-dong-danh-gia-su-phu-hop-87392.aspx> (ベトナム語)

⁶ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/linh-vuc-khac/Thong-tu-10-2011-TT-BKHCHN-sua-doi-Thong-tu-08-2009-TT-BKHCHN-129908.aspx> (ベトナム語)

ことが要求される。また、外国試験機関は国際試験所認定協力機構(ILAC)もしくはアジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)の相互承認のメンバーである試験機関によって ISO/IEC17025 が認定された試験所による試験結果を提出することが要求される。

認証審査

認証審査は VEA が行い、VEA 総局長が認証決定書に署名する。認証までの期間は、必要な書類がすべて提出されている場合で 25 日以内に認証決定書が通知される。また、認証の有効期間は認証決定書発行日より 3 年間である。

認証期間の更新（再審査）

ベトナム・グリーンラベルに関する審査、評価、および再認証は下記 a、b のいずれかの場合に行う。再認証の登録手順・手続きは、ベトナム・グリーンラベルの初回申請と同様である。

a：3 年間の認証期間以降の継続を希望する事業者は、有効期限 3 カ月前までに再認証に係る必要書類を提出する。

b：ベトナム・グリーンラベルの各基準への適合性に影響を与えるような、製品の設計または製造に変更があった場合。

ベトナム・グリーンラベル認証決定書の有効期間中に、ベトナム・グリーンラベルの基準が変更されても企業は再登録を行う必要はない。また、製品の商標のみ変更した場合でも再認証の登録を行う必要はないが、当該変更について環境総局に対して通知をしなければならない。

定期報告及び監査

ベトナム・グリーンラベルの認証を受けた企業は 1 年に一度、認証製品の生産量および販売量について VEA に報告しなければならない。

VEA は、違反の容疑があった場合またはクレームの申出があった場合、当該製品に対して、関連当局と協力の上、検査やランダム試験を行う。検査結果記録書または試験結果票で企業がベトナム・グリーンラベルの基準に違反したと結論付けられた場合、企業は当該製品に対しての当該検査・試験に要した費用を負担しなければならない。

(4) 料金

審査費用、認証製品の検査やランダム試験に係る費用は、国の環境事業予算から出されるため、事業者には費用はかからない。ただし、上述の通り VEA による試験の結果、グリーンラベルの基準に違反したと結論付けられた場合はその限りではない。

なお、製品サンプルの試験費用やベトナム・グリーンラベルの認証登録申請書類等の作成費用は全て申請者の負担となる。

(5) 新しい基準策定の流れ

新しい認証基準は、グリーンラベル・コンサルティング協議会が開かれ、既認証基準や新基準

について協議が行われる。協議を経て、技術委員会によって基準の草案が作成され、専門家、企業、消費者といったステークホルダーが草案について協議、検討をする。協議、検討された内容を受けて、グリーンラベル・コンサルティング協議会によって草案が改訂され、天然資源環境大臣の名のもと公布される。

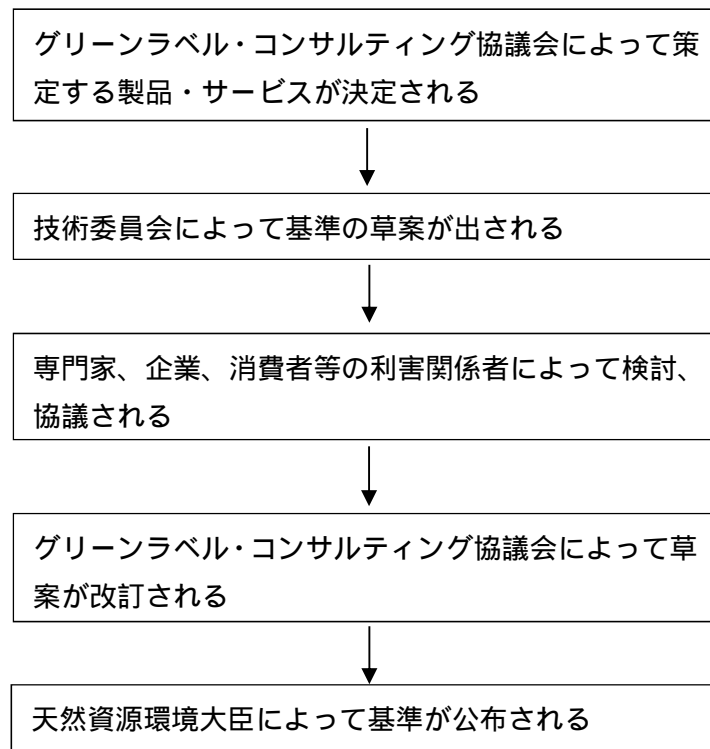


図 2-1-3. ベトナム・グリーンラベル基準策定プロセス

3) ベトナム GPP

ベトナムにおける GPP は、日本のグリーン購入法のような GPP に特化した法律は制定されていないものの、環境関連法規や国家戦略等にその記述がある。最初に GPP に関する記述が登場するのは、2012 年に発布された「首相決定(Prime Minister's Decision) 『国家グリーン成長戦略の承認』 No. 1393/QĐ-TTg⁷」である。公共支出のグリーン化を規定する法規を制定するための調査や、リサイクル可能な製品や環境ラベル認証製品の使用や調達を優先的に行うことを要求しているほか、環境配慮型製品の市場拡大のための環境ラベルの普及啓発についても触れられている。2014 年改正「環境保護法(Law on Environmental Protection No.55/2014/QH13)⁸」では、第 44 条「環境にやさしい生産と消費」1 項にて「機関、組織、世帯あるいは個人は、環境にやさしい製品とサービスの生産と消費に努めること」、2 項では「国の予算を使用する機関の長は、法律の規定に従って環境ラベルの認証を受けた環境に優しい製品とサービスを優先的に使用する責任を負う」と規定している。現時点では、この環境保護法がベトナム GPP における最も重要な根拠法令となっている。そして、その環境保護法の実施規則にあたる 2015 年公布「環境保護法実施ガイド

⁷ URL: <https://thuvienphapluat.vn/archive/Quyết-dinh-1393-QĐ-TTg-nam-2012-phe-duyet-Chien-luoc-quoc-gia-tang-truong-xanh-vb148498.aspx> (ベトナム語)

⁸ URL: <http://vietnamlawenglish.blogspot.jp/2014/06/vietnam-environmental-protection-law.html> (英語)

に係る通達(Decree 19/2015/ND-CP guiding the implementation of Law on Environmental Protection 2014)⁹」にて、ベトナム・グリーンラベル認証製品を環境配慮型製品として指定しており、公的機関が GPP に取り組む場合、実質的にベトナム・グリーンラベル認証製品の調達求められる基本的な構図が形成された。しかし、公共調達の一般的な規則を定めている「調達法(Law on Procurement)」では、調達時における環境面の考慮、つまり GPP の取組については規定されておらず、グリーンラベルを活用した GPP の促進を定めた環境保護法との整合が取れていないことが、ベトナム国内での GPP の実施が進んでいない大きな理由の一つであると MONRE 政策担当者は分析している。具体的には、公共調達には評価基準が設定されているが、その評価基準に経験と能力、品質や性能などの技術的な基準が設定されているものの、現在のところ環境配慮を考慮する基準が含まれていないためである。

環境保護法 (No.55/2014/QH13) (2014 年改正)

第 44 条

- 1 項：「機関、組織、世帯あるいは個人は、Eco-Friendly products and services の生産と消費に努めること」
- 2 項：「国の予算を使用する機関の長は、法律の規定に従って環境ラベルの認証を受けた Eco-Friendly products and services を優先的に使用する責任を負う」

日本のグリーン購入法のように、ベトナムには GPP に特化した法律はなく、環境保護法の条項の一つに位置付けられている

環境保護法実施ガイドに係る通達 (Decree 19/2015/ND-CP) (2015 年)

第 47 条

- 1 項：「国の予算を使用する機関の長は、この通達の Appendix 1 の 12 項および 13 項に規定している製品を調達することについて高い優先度を設定する責任を有する」
- 2 項：「機関や個人は、天然資源環境省が作成したガイドラインに基づいた environmentally friendly products を優先的に購入しなければならない」

Appendix

- ✓ 12 項：天然資源環境省から ベトナム・グリーンラベル認証を受けた環境配慮型製品、もしくはリサイクルや廃棄物を使用し、国の認定試験所より認定を受けた製品

図 2-1-4. ベトナム GPP の法体系

⁹ URL: https://binhdinh.eregulations.org/media/19_2015_ND-CP_268680.pdf (英語)

表 2-1-2. ベトナム GPP 及びグリーンラベル制度の概要

	GPP	ベトナム・グリーンラベル
根拠法令	環境保護法「No.55/2014/QH13」 環境保護法実施ガイドに係る通達「Decree 19/2015/ND-CP」	決定「No. 253/QD-BTNMT」 通達「Circular 41/2013/TT-BTNMT」
	通達「No. 40/2019/ND-CP」-環境保護法実施ガイドに係る通達「Decree 19/2015/ND-CP」の一部を修正 その他に3つの関連通達を修正する内容にもなっている	決定「No. 154/QD-BTNMT」- 17 基準の制定 決定 2322/QD-BTNMT 及び決定 223/QD-BTNMT を置き換え 決定「No. 2186/QD-BTNMT」- 3 基準の制定
制定年	2014 年改正 (環境保護法)	2009 年 (決定「No. 253/QD-BTNMT」)
所管	ベトナム天然資源環境省(MONRE)	ベトナム天然資源環境省(MONRE) ・ベトナム環境総局(VEA)-認証・モニタリング ・ベトナム・グリーンラベル事務局-事務局機能 ・技術委員会-市場調査・基準案策定等 ・ベトナム・グリーンラベル評議会-品目選定等
対象	公的機関は GPP に取り組むことが求められているが、調達法との整合がとれていないため、実質的に自主的取組となっている	主として一般消費者
分野 (基準数)	GPP = ベトナム・グリーンラベル	17 基準(令和元年 12 月現在) 認証商品数: 53
特徴	公的機関が GPP に取り組む場合、ベトナム・グリーンラベル認証製品の調達が求められる	申請料及び年間使用料が無料 取得に要する期間: 約 1 カ月 認証期間: 3 年

4) 環境保護法の改正

2009 年に制定し、2014 年に改正された環境保護法は 5 年が経過し、2020 年の改正を目指して作業が進められている。2019 年 12 月 17 日には、改正環境保護法のドラフトが MONRE ウェブサイトに公開され、パブリックコメントが行われた。環境保護法の改正にあたり MONRE は、2014 年に改正された環境保護法により一定の成果を得られたものの、現行の環境保護法の実施プロセスが抱える制限や不備によって、昨今の環境保護に関する新たな課題への対応が求められていると述べている。さらに、政府・省のガイドラインや環境保護に関する新しい取組を制度化するためには、社会・経済開発の実情に合わせた統一的な環境保護政策システムを構築するとともに、国際的な慣行に沿いながらより適した形で投資やビジネス環境の改善、行政手続きの改革、研究を推し進めるような環境保護法の改正が必要であるとその改正の方向性を示している。

表 2-1-3 にて、2014 年改正環境保護法と公開されている 2020 年環境保護法改正案のグリーンラベル及び GPP に関する箇所を抜き出し、比較した。2020 年改正案はベトナム語のみの公開であるため、機械翻訳での和訳を試みている。そのため、正確な内容はベトナム語の公開案を参考とするようお願いしたい。公開されている改正案を見る限り、ベトナム・グリーンラベルに関する記述が新しく追加されている。ベトナム・グリーンラベル制度立ち上げの承認は、2) ベトナム・グリーンラベルの項の通り、2009 年の MONRE 決定「No. 253/QD-BTNMT」によって行われたものであるが、ベトナムの環境法令の最上位である環境保護法に明記することで、ベトナム・

グリーンラベルの強化を図りたいとの意向がみえる。また、GPP に関する記述も増えており、特に国家予算を所管する財務省(MOF)における GPP の役割について明記することは、より GPP の実効性を高めていきたいという MONRE の強い姿勢がうかがえる。

表 2-1-3. 2014 年改正環境保護法と 2020 年環境保護法改正案の比較

2014 年改正環境保護法	2020 年環境保護法改正案
<p>第 5 条：環境保護に関する国の政策 中略</p> <p>6. 環境保護活動や環境にやさしいエコ製品を生産、経営する施設への土地、財政に関する優遇や財政的支援を行い、エコ製品を使用する組織や個人を奨励する。 以下省略</p>	<p>第 119 条：環境保護活動のインセンティブ及び支援</p> <p>1. 国家は、次の環境保護活動のために税金、手数料、借入を優先する。</p> <p>a) クリーンエネルギーと再生可能エネルギーの生産；再生可能エネルギーを使用した輸送手段や設備、機械の製造、輸入、使用。</p> <p>b) 環境に優しい製品とサービスの生産と消費。 以下省略</p>
	<p>第 120 条：使いやすい製品とサービスの評価</p> <p>1. エコラベルの基準を満たし、天然資源環境省の認証を受けた製品およびサービスにエコラベルが付与される。</p> <p>2. 天然資源環境省は、環境に優しい製品およびサービスを評価するエコラベル基準を公布するものとする；社会経済的開発条件への適合性を確保するために、エコラベル基準のレビュー、修正、補足を整備する。</p> <p>3. 天然資源環境省は、環境に優しい製品およびサービスのエコラベルの評価と認証を担うものとする。</p> <p>4. 製品およびサービスのエコラベル基準との適合を確認するための専門知識、適合性評価、検査は、適切な試験能力を有するとともに要件を満たした認証機関によって実施されなければならない。</p>
<p>第 44 条：環境に優しい生産と消費</p> <p>1. 機関、組織、世帯と個人は、環境に優しい製品とサービスの生産と消費に努める。</p> <p>3. 天然資源環境省の主導により宣伝情報機関と協力して環境に優しい製品とサービスを紹介し、広告する。</p>	<p>第 121 条：環境に優しい製品およびサービスの管理、製造、流通、および使用に関する責任</p> <p>1. 機関、組織、世帯、および個人は、環境に優しい製品およびサービスの生産、流通、および使用に関する責任を負う</p> <p>2. 天然資源環境省は、天然資源環境省によって認証された製品およびサービスのリストを公表する；エコラベル認証製品とサービスの使用を促進するために宣伝情報機関と協力する</p> <p>3. 天然資源環境省は、天然資源環境省のエコラベルで</p>

	<p>認証された製品とサービスの相互承認協定に署名する国内外の組織に関する情報を公表し、国際統合の有効性を確保し、ベトナムの環境に優しい製品およびサービスの国際市場へのアクセスと競争力を高める</p>
<p>第 44 条：環境に優しい生産と消費</p> <p>2. 国家予算を運用する機関の長は、法律の規定に従ってエコラベルの認証を受けた環境に優しい製品とサービスを優先的に使用すること。</p>	<p>第 122 条：環境に優しい製品とサービスの生産、流通、使用を支援するグリーン調達と優遇政策</p> <p>1. 天然資源環境省によって認証された製品およびサービスのグリーン調達、流通、および使用を行う組織および個人は奨励され、以下に規定されている税務支援や環境保護税について、優先的かつ支援的な政策を享受するものとする</p> <p>2. 国家予算を使用する機関および部隊の長は、グリーン公共調達政策を実施し、法律に従い天然資源環境省によって認証された環境に優しい製品およびサービスの使用を行うものとする</p> <p>3. 財務省は、天然資源環境省、関係省庁、および機関と調整する主要な責任を有し、優遇政策、税の支援を策定し、公布するとともに環境に優しい製品やサービスの生産、流通、使用などその他の環境保護に貢献する政策を支援する</p>

2 - 1 - 3 第1回訪日技術支援

今回の訪問研修では、過年度までの日越協議で、日本側がベトナム・グリーンラベル基準の策定支援を行う候補となっていたレストランとホテルを念頭に、研修先を選定した。ベトナム・グリーンラベルでは2019年12月現在、17分野において基準が制定されているものの、レストラン、ホテルはもとよりサービス分野の基準を一つも有しておらず、基準策定ノウハウはもちろん、認証スキームを運用する知見も有していない。特に、レストランやホテルといった施設型のサービス業は、業態や業種、事業規模等によりその事業活動が多種多様であることから、画一的な基準設定に馴染まないことを、日本のエコマークは経験してきている。そのため、環境ラベルとしての公平性と信頼性を担保しつつ、広範な事業者やそれらの多様な環境活動をカバーできる柔軟さを認証基準に持たせることが重要なポイントとなる。

具体的な研修内容としては、まず、今回の訪問研修をより有益なものとするため、訪問に先立ち、MONREの職員に対して、エコマーク事務局からレストラン及びホテル基準やその運用方法を中心とした座学形式の研修を行い、基礎的な知識をインプットした。その後、該当分野の優良事例である株式会社モスフードサービスと株式会社帝国ホテルを訪問し、エコマークの取得背景や申請に係る留意点、取得効果などについて事業者の視点から説明いただいた。なお、両社は、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が主催する表彰制度「エコマークアワード」の最高賞を受賞している。訪問研修実施の目的としては、基準策定機関及び認定製品・サービスを有する事業者の双方の視点から当該基準に触れることで、基準の包括的な理解を促し、今後の基準策定を円滑に進めることを狙いとした。

さらに、トナー/インクカートリッジのリサイクル、複合機のリマニュファクチャリングの最新鋭の工場であるキヤノンエコテクノパークを運営するキヤノンエコロジーインダストリー株式会社を訪問し、日本の高いリサイクル技術についても学んでもらう機会を設けた。

表 2-1-4. 訪問研修スケジュール

日時		訪問先	プログラム
6/19 (水)	9:40~ 11:00	環境省	日越協議の実施
	13:00~ 15:30	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 協会の事業紹介 • エコマーク制度の概要 • 「飲食店」及び「ホテル・旅館」認定基準
6/20 (木)	9:30~ 11:30	株式会社モスフードサービス	<ul style="list-style-type: none"> • モスバーガー事業の紹介 • エコマーク飲食店基準とモスバーガーの取組 • エコマークの活用事例
	14:00~ 16:30	株式会社帝国ホテル	<ul style="list-style-type: none"> • 帝国ホテルの紹介、全社的な環境活動の体制 • 環境配慮の取組とその成果 • 館内見学
6/21 (金)	13:00~ 15:00	キヤノンエコロジーインダストリー株式会社(キヤノンエコテクノパーク)	<ul style="list-style-type: none"> • キヤノンの事業紹介 • キヤノンの環境活動及び環境経営の考え方の紹介 • 資源循環型社会に向けた取組 • キヤノンエコテクノパーク施設見学

1) 第1回日越協議(日本・東京)

[日時]	令和元年6月19日(水) 9:40~11:00、13:00~15:30
[場所]	午前：環境省 第5会議室 午後：(公財)日本環境協会 会議室
[出席者] 敬称略	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Le Hoai Nam (Director of Environmental Quality Management, Vietnam Environment Administration (VEA), Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE)) • Mr. Tran Duy Khanh (Official, Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 眞鍋 秀聡、環境専門調査員 小澤 守(両名とも午前のみ) • 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 主任 小林 弘幸
言語	日越逐次通訳

(1) 協議概要

MONRE 担当者を日本に招いた技術支援を実施するに伴い、昨年度までの合意事項を振り返るとともに、今年度の具体的な技術支援内容について確認する打ち合わせを実施した。日本側からは、昨年度の合意事項を踏まえ作成した 2019 年度技術協力計画案を事前に送付したところ、MONRE より昨年度の合意事案のほかに新しい要望が付加された「ワークプラン 2019」が提案された。そこで、日本側が作成した計画案を中心としつつ、ベトナム側から提案されたワークプラン 2019 をどのように今年度の事業内容に反映させていくかを主題に協議を行った。

午後はエコマーク事務局に場所を移し、エコマークのレストラン・ホテル基準についての策定背景や基準概要、証明方法などの知見共有を行ったとともに、ベトナム・グリーンラベルのレストラン基準案作成の進め方についての協議も実施した。

(2) 協議内容

ベトナム・グリーンラベル基準策定

- ベトナム・グリーンラベルの基準策定について、ベトナム側が 5 つの基準(セラミック製品、木製家具、繊維、携帯電話、冷蔵庫)、日本側がレストラン・ホテル基準をそれぞれ担当し、合計 6 品目の基準を策定する予定だが、作業期間が半年しかないことから、時間的、人的、予算的な懸念がある。基準策定に係る調査や検査、セミナーの開催、基準案のヒアリングなど仕事量が多く、半年間で 6 つの基準を策定できるか不安がある。

•

- 日本側が策定するレストランとホテルの基準は、一つの基準で両方を対象とするのか。

日本)ホテルの環境に関する認証制度はすでにベトナムにあると聞いているため、レストランのみを対象とした基準を想定している。

- ベトナムには、グリーンロータス制度というホテルを対象とした認証制度があったが、現在は実効性がない状況である。
- レストラン基準に取り組む場合、チェーン展開している企業のほうが(環境に対して)関心が高いため、それらをターゲットとする方がよい。
- MONRE は工業関連の産業界とのやり取りが多く、レストラン/ホテル業界については関わりが希薄であったが、グリーンラベル基準の策定を契機とし、MONRE としても注力することで多くの関心を集めることができたと考えている。
- ベトナムのツーリズムが発展を続けており、日本側がホテル基準も策定してくれるのであれば、ぜひお願いしたい。

日本) レストラン基準のみを策定する準備を進めていたが、ホテル基準の策定も希望するのであれば、前向きに検討したい。環境に配慮しているホテルが消費者から選ばれることが増えており、それを取得メリットであることを説明したい。

- 念のため確認したいが、レストランとホテルの基準は別々となるのか。

日本) その通りである。分野が異なり、対応する取組も異なるため、別々の基準とした方がよい。

本年度のセミナー

前年度までの合意事項として、策定するベトナム・グリーンラベルの基準について事業者から意見聴取と制度普及の支援を目的としたセミナーを1回開催することとなっていたが、ベトナムよりセミナー・ワークショップを3回開催したいとの意向が事前に示されており、まずはベトナム側の詳しい要望を確認することとした。

- 8月のベトナムでのセミナー日程について、提案の日程(8/1(木)~3(土))3日間のうち2日間は事業者のヒアリング、3日目はレストラン・ホテル担当者を招待したセミナーを想定している。8月の時点では、6基準すべてについて準備することは困難であるため、まずはレストランを対象とした内容としたい。

日本) 第1回訪越技術支援の日程(8/1~3)については問題ないが、8/3は土曜日であり、MONREとして土曜日にセミナーを開催したいということか。レストランやホテルの事業者を招待するのであれば、一般的に忙しい週末を避け、水曜や木曜のほうが人は集まりやすいのではないかと。

- それでは、セミナー開催日を8/2(金)とする7/31~2日の3日間とする。インタビューする事業者については、日程的にハノイ以外の地域への移動時間が確保できないため、ハノイに位置する事業者を中心とすることにしたい。

日本) 事業者へのインタビューは、事業者にMONRE等に来てもらうというのではなく、その事業者のオフィスを訪問するという理解でよいかと。

- その通りである。担当者にヒアリングすることになるが、ベトナム・グリーンラベルを取得することの効果やメリットを説明する必要がある。

日本) ベトナム側の提案書によると3日目のセミナー・トレーニングの対象はステーキ

ホルダーとあるが、MONRE 職員もしくはレストラン・ホテルの担当者のどちらを対象としているのか。

- 両方である。MONRE 職員にもトレーニングをお願いしたい。また、会場は MONRE で調整したいが、確保できなかった場合は外部で会場を借りての開催を想定している。

日本) どのようなセミナー・トレーニングを想定しているのか。

- トレーニングの内容については、3 点を想定している。1 点目は日本のエコマークの知見や海外環境ラベルの事例、2 点目はグリーンラベルの認証を取得することのメリットがあるか、3 点目は策定中の基準案について意見をヒアリングする機会としたい。ベトナムのレストラン事業者にとって、このような制度は経験がないため、どのようなメリットがあるのか関心が高いだろう。ベトナム側としても、環境配慮に取り組むことに大きなメリットがあると説明したい。

日本) 前回までの基本合意事項による日本側からの提案では、11 月にホーチミンにて同様のセミナーを開催することになっていたが、この提案している 8 月のセミナーとの違いは何か。もしくは日本側が提案していた 11 月のセミナーを 8 月に開催したいという意図か。

- 11 月のセミナーは、8 月のセミナーとは別のものと考えている。8 月のセミナーではレストラン基準のみを説明するが、11 月のセミナーでは 6 つの基準を対象としたセミナーを想定している。日本の専門家及び MONRE の専門家、各事業者の担当者と協議する機会としたい。ホーチミンは大きな事業者が多く、それらの事業者を紹介できるとよいと考えている。心配な点は、11 月までに 6 つの基準を策定するとなると時間が足りるかということである。
- 6 基準が 2019 年までに策定できれば、2020 年 1 月にもセミナーを開催したい。

日本) 日本から専門家を派遣させていただく機会は、3 回が MONRE の希望という理解でよいか。また、主な目的としてこの 3 回の派遣を通して、グリーンラベルの基準策定についての進捗をそれぞれ異なる場所にて説明していくということか。

- その通りである。8 月では事業者とのインタビューを行うことで、ベトナムにおけるレストランの現状を調査する。11 月は策定している 6 つの基準の説明会という位置づけであるとともに、MONRE が策定する 5 つの基準についても日本側からのアドバイスをお願いしたいと考えている。

③予算

日本) 予算について確認したい。ベトナム提案のワークプラン 2019 の”b) Develop eco label criteria for 6 products/services” に計上している予算 US\$40,000 は、基準策定の作業を行う専門家への費用ということか。つまり、ベトナム・グリーンラベルのレストラン基準を策定するエコマークへの費用ということも想定しているのか。

- この予算は、ベトナムの専門家に対する費用である。MONRE には人的リソースも専門家も少なく、基準策定にあたっての市場調査や製品分析、基準書作成等を専門家に依頼する必要がある、その費用である。先日、繊維基準策定のためベトナムの専門家と契約を締結した。

日本) 繊維基準策定についてコンサルタントと契約したということだが、コンサルティング会社はベトナムにあるのか。

- 環境を専門とするコンサルタントであり、8月の訪越の際に会えるだろう。

日本) コンサルタントへの費用という考えであれば、日本国環境省はエコマーク事務局に対してベトナム・グリーンラベルのレストラン・ホテル基準策定支援という業務に予算を既に拠出している状況であり、ベトナムのコンサルタントに対する費用は想定していない。そのため、別途、予算をつけることは難しい。また、レストラン・ホテル基準策定支援についてエコマーク事務局に予算をつけているため、そのほかの基準の策定支援についても実行することが困難である。

- 日本側の状況は理解した。それでは、すでにエコマーク事務局に対してホテル・レストラン基準策定について予算を拠出しているということだが、ホテル・レストラン基準とは別にもう一つ基準を策定することをお願いすることは可能か。2019年に策定する基準はホテル、レストラン、繊維であり、もし可能であるならば、そのほかのもう一つの基準は日本から提案してほしい。

日本) それでは、アドバイザーという立場で1つの基準のみであれば対応したい。

- セミナーの開催費用は日本側が負担してくれる理解でよいか。

日本) 11月のセミナーの開催については、予算を確保している。また、ベトナムへの専門家派遣費用及び通訳費用は2回分のみ想定している。

- 2020年1月のセミナーの開催は予算的にどうか。

日本) セミナーの開催については、11月のセミナーの一回分のみしか予算は積んでおらず、2020年1月にもセミナーを開催するためには、訪越に係る一回の派遣人数を減らすか、訪越日数を減らすといった調整をしなければならないため難しい。

- それでは、2019年11月のセミナーと2020年1月のセミナーをまとめ、2019年12月に開催することとし、3つもしくは4つの基準について紹介するセミナーとしてはどうか。

日本) その提案でよい。12月の日程については調整したい。また、参加するMONRE職員について、職位が高い方も招待する予定か。

- MONREからは担当部署の担当者もしくは責任者が考えられる。

日本) 基準内容などの実務的な話よりも、むしろ環境ラベルやGPPの世界の状況といった、大きな政策的な話を説明内容に盛り込むことを想定しているのか。

- 日本の知見を中心に説明をしていただきたい。エコマークを取得している事業者数や取得によるメリット等を説明してもらうとともに、ベトナム・グリーンラベルの基準案を紹介し、事業者にも直接ヒアリングしてもらいたいと考えている。

日本) 説明する内容であるが、事業者にとっては今メリットがあるかどうかを説明する一方、MONRE職員にとっては将来的に参考となり得る情報を提供することとなり、双方が求める内容を一度に提供することは困難であることが想定される。午前事業者、午後は職員向けといった形で時間を分けて説明したほうがよいと思われるが、どう思うか。

- 事業者向け、職員向けと分けず、一回でまとめて説明したほうがよいと考える。むしろ、一回のほうが望ましいという考えである。

日本) 8月及び12月のセミナーでは、どれくらいの人数規模を想定しているのか。

- 人数まではまだ具体的にはわからないが、レストランとともにホテルについても説明するとなるとそれなりに人数が増えると思う。40~50名程度ではないか。MONREとしても公衆衛生の観点も紹介したいと考えている。

その他

日本) 基準案について反対しそうな担当者や専門家、職員がいれば、事前に表敬訪問するなどして理解を深めてもらった方がよいと考えるが、そのような人はいるか。また、事前説明をしたほうが望ましい他部署や他省庁があれば教えてほしい。

- 反対意見はあると思われる。工業会は比較的環境問題について理解しているが、レストラン等のサービス業はそのような環境意識が低いかもしれない。

日本) セミナーを開催するにあたり、キーマンとなる方がいれば事前に打ち合わせ等を行った方がよいと思うが、そのようなキーマンはいるか。

- MONRE が主導するセミナーとなるため、そのような心配は無用である。

日本) 日本のホテル業界において最も著名なホテルと言われる帝国ホテルがエコマークを取得したことでマスコミにも取り上げられるなどの注目を集めた。そのため、普及のカギとなりそうな人や事業者にグリーンラベル取得について前向きになってくれることが重要であると考えている。

相互認証(MRA)

- MRA については、MONRE にとってまったく新しいものであるため、どのような法規に関連するものであるか、検討に時間がかかるだろう。

(3) まとめ

第1回日越協議での決定及び確認事項は以下のとおりである。

ベトナム・グリーンラベル基準策定支援

- 日本のベトナム・グリーンラベル基準策定支援について、レストランのほかホテル基準案についても作成する。
- さらに、下記品目のいずれか一つの基準案も日本が担当することとし、どの品目を扱うかは日本が検討後、ベトナムに提案する。

セラミック製品、木製家具、携帯電話、冷蔵庫 繊維基準は MONRE が担当する。

- 基準案の作成の進め方については日本側が基準案を用意し、実現可能性を事業者ヒアリング(インタビュー)していく方向を確認
- レストラン基準は、基準項目数を日本側で調整し、2週間を目途に MONRE に提案する。
- レストラン・ホテル基準をポイント制にするかは、8月のインタビューや MONRE との協議

のうえ決定する。

- 日本側は、基準案作成にあたり確認したい情報（ベトナムの法規や実情等）があればとりまとめて MONRE に送付する。これに対し、MONRE は可能な限り回答する。（できれば、基準案の送付に併せて取りまとめる）

8月の訪越技術支援、セミナー

- 8月の訪越日程は、7月31日(水)～8月2日(金)の3日間とし、1～2日目はハノイもしくはハノイ近郊のレストラン及びホテル事業者を各2社（合計4社）訪問し、基準案のヒアリングを行う。3日目のセミナーは MONRE での開催で調整し、MONRE 職員のほかレストラン・ホテルの担当者を招き、下記の内容を紹介・説明する。
 - a. エコマークのレストラン、ホテル基準に関する知見や海外環境ラベルの事例
 - b. ベトナム・グリーンラベルの認証を取得することのメリット
 - c. 基準案について意見交換

③12月の訪越技術支援、セミナー

- 日本提案の2019年度事業計画案で予定していた11月のセミナーと、MONRE 提案のワークプラン2019で提示されていた2020年1月のセミナーを統合し、12月の開催とする。
- 開催時期は、第3週(12/16(月)～)もしくは第4週(12/23(月)～)のいずれか2日間で調整することとし、具体的な日程は日本側で検討したのち MONRE に提案する。
- 主なスケジュールは下記とする。

表 2-1-5. 12月訪越技術支援スケジュール

	午前	午後
1日目	ホテル・レストラン基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問（ホテル or レストラン）
2日目	繊維・もう一つの品目の基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問（繊維 or もう一つの品目）

説明する品目を入れ替える可能性はあるが、ホテルとレストランはセット（ホテルと繊維ではなく）とする。



午前の会議の様子（環境省第5会議室）

2) 第1回訪日技術支援に係る訪問研修

(1) 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局

[日時]	令和元年 6 月 19 日(水) 13:00 ~ 16:30
[場所]	公益財団法人日本環境協会 会議室 (東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階)
[出席者] 敬称略	ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Le Hoai Nam、Mr. Tran Duy Khanh 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸

2019 年 5 月末現在、エコマーク認定基準「飲食店(レストラン)」及び「ホテル・旅館」では 2,500 を超える施設がエコマーク認定を取得している。安定的な経済発展が続くベトナムにおいてレストラン事業を運営する日系事業者の増加とツーリズム産業の拡大を視野に入れ、将来的なエコマークとの相互認証実現を見据えた協力も目指している。

エコマークのレストラン及びホテル基準は、必須項目と選択項目からなる約 60 の基準項目から構成されている。全ての基準項目を満たすことを認定の要件としている製品基準とは異なり、レストラン及びホテル基準では全ての必須項目と、申込者自身が選択した選択項目に適合することで獲得したポイント数が基準点以上であれば認定となるポイント制を導入している。ベトナム・グリーンラベル基準ではポイント制の採用実績がないため、当該分野の基準の策定支援を行うにあたって、日本エコマークの基準は良い先事例になると考えられる。

まず、ポイント制度を採用した背景を紹介した。レストランやホテルは事業規模、業態または地域によって提供されるサービスが異なるため、取り組むことができる環境活動は事業者の特色を色濃く反映したものとなる。また、両分野に共通するものとして料理があるが、当然のことながら、提供する料理によって調達する食材には大きな違いがある。そこで、画一的な基準項目を設定する代わりに、適合する基準項目を事業者が選択することができるようにしたほか、各評価カテゴリーにおいて「その他」の自由記述欄を設けることで、申請事業者独自の環境配慮活動ができる限り評価する項目を設けた。さらに、サービス分野に特有の認証スキームとして、チェーン認証の考え方や、基準適合の判断基準として主に実施の有無(実施レベルは問わない)で判断することや、現地確認で検証できる基準項目については原則、証明書類の提出を求めないことなど日本エコマークの経験に基づいたノウハウを説明した。最後に、基準案の素地となる資料をもとに、今後の基準案策定の進め方について日本側からの考え方を示し、MONRE から確認を得た。



エコマーク事務局訪問研修の様子

(2) 株式会社モスフードサービス

[日時]	令和元年 6 月 20 日(木) 9:30 ~ 11:30
[場所]	株式会社モスフードサービス本社（東京都品川区大崎 2-1-1 ThinkPark Tower 4 階）
[出席者] 敬称略	株式会社モスフードサービス 松田 由美子（会長・社長室 社会共創（SDGs）グループリーダー） 桑田 進（同 チーフリーダー） ----- ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Le Hoai Nam、Mr. Tran Duy Khanh 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸

株式会社モスフードサービスは、ハンバーガーチェーンの「モスバーガー」を日本国内で約 1,300 店舗、海外で 375 店舗を展開しており、2017 年 10 月に日本国内のモスバーガー全店でエコマーク認定を取得した。モスバーガーでは、1972 年の創業当初より環境に配慮した店舗運営に取り組んでおり、ホットドリンクの陶器カップでの提供や 1995 年のリユース食器の導入、できる限り農薬や化学肥料に頼らないで育てた「モスの生野菜」を 1997 年に全店導入するなど環境活動に積極的に取り組んでいる飲食店である。エコマーク認定基準「飲食店」は、6 つの評価カテゴリーの 60 項目から構成されており、各カテゴリーにおいて一定数以上のポイントを取得することでエコマークロゴのほか最大 6 つのピクトグラムを使用することができるが、モスバーガーは飲食店認定事業者の中でも最も多くのポイントを取得している事業者の一つであり、6 つ全てのピクトグラムを表示することができる飲食店である。MONRE からは、現在ベトナムでは排水・下水設備などの水処理が大きな課題となっていることを挙げ、モスバーガーの排水設備やその管理方法に対して多くの質問が寄せられた。油脂分離機器であるグリーストラップの設置や下水設備が整備されていない地域での浄化槽の運用・管理方法等について多くの質疑応答が行われた。さらには、創業当初より環境配慮に取り組んできたモスバーガーがエコマークを取得した理由について尋ねたところ、消費者からの認知度が高いこと、信頼性の高い第三者機関から取組を認められることが自信に繋がり、さらなる取組の強化に励む意欲になっているとの回答があった。また、フランチャイズ加盟店に提出を求める定期報告の書類やニュースレター「MSR 通信」にエコマークを掲載してコミュニケーションに役立っている事例なども紹介された。



(株)モスフードサービス訪問研修の様子

(3) 株式会社帝国ホテル

[日時]	令和元年 6 月 20 日(木) 14:00 ~ 16:30
[場所]	帝国ホテル 東京 (東京都千代田区内幸町 1-1-1)
[出席者] 敬称略	<p>株式会社帝国ホテル</p> <p>鈴木 公持 (総務部 総務課 ESG 推進 支配人)</p> <p>大貫 勝 (同 アシスタントマネジャー)</p> <p>中西 萌々 (同 アシスタントマネジャー)</p> <hr/> <p>ベトナム天然資源環境省(MONRE)</p> <p>Mr. Le Hoai Nam、Mr. Tran Duy Khanh</p> <p>公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局</p> <p>藤崎 隆志、小林 弘幸</p>

株式会社帝国ホテルは、2016年6月に帝国ホテルグループすべての直営ホテル（帝国ホテル東京、帝国ホテル大阪、上高地帝国ホテル、ザ・クレストホテル柏）でエコマークを取得した。2001年に社長を委員長として設置した環境委員会のもと、各職場から選出されたメンバーから構成されるグリーンチームを形成し、全社的な取組を進めている。さらには、23品目に廃棄物を分別し、可能な限りリサイクルにまわしている点は特筆され、詳細な資源・ごみ分別表を作成するとともに、ごみ集積所では品目ごとにイメージと注意事項のほか1kg当たりの廃棄コストも明記したサインを掲示するなど、分別の徹底に加えスタッフのコスト意識の醸成を図っている。また、食品ロス対策にも積極的に取り組んでおり、通常廃棄される調理で発生したエビの殻をスープに利用するなど二次利用を促進していることに加え、やむを得ず発生した食品廃棄物はホテル内に設置した生ごみ乾燥機を用いて堆肥化している。

館内見学では、実際の廃棄物の分別作業や集積所を見学した。集められた牛乳パックや客室用スリッパは業者に回収され、それぞれペーパータオル、固形燃料にリサイクルされることが説明された。特にペーパータオルは帝国ホテルで使用されることにMONRE担当者は高い関心を示した。また、生ごみ乾燥機に食品廃棄物を投入し、堆肥化する工程を見学した。食品廃棄物については集積所への搬入時に計量作業が行われ、発生元と計量値が記されたシールによって情報管理を徹底していることが解説された。最後に、作られた堆肥の一部を農家に提供し、生産された野菜をホテルの料理に使用することで食品リサイクルに貢献している取組を紹介し、ホテル基準の策定をもってベトナムでも同様の取組が広がることを期待したいとの意見があった。



(株)帝国ホテル訪問研修の様子

(4) キヤノンエコロジーインダストリー株式会社（キヤノンエコテクノパーク）

[日時]	令和元年 6 月 21 日(金) 13:00 ~ 16:30
[場所]	キヤノンエコロジーインダストリー株式会社（茨城県坂東市馬立 1234）
[出席者] 敬称略	<p>キヤノン株式会社</p> <p>古田 清人（環境統括センター所長 理事） 平澤 利和（同 環境企画課長） 土肥 克匡（渉外本部 渉外本部企画部 渉外本部企画課長） 中村 好孝（同 主席） 篠原 有貴（同）他</p> <p>キヤノンエコロジーインダストリー株式会社</p> <p>荒井 徹（代表取締役社長） 新井 博文（事業開発推進部 主席） 他</p> <p>ベトナム天然資源環境省(MONRE)</p> <p>Mr. Le Hoai Nam、Mr. Tran Duy Khanh</p> <p>環境省</p> <p>小澤 守</p> <p>公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局</p> <p>藤崎 隆志、大澤 亮、小林 弘幸、澤田 祐介</p>

キヤノンのコピー機やプリンターなどの複合機、トナーカートリッジ、インクカートリッジのリユース・リサイクルを担うキヤノンエコロジーインダストリー株式会社は、2018年に最新鋭の工場と体験型ショールームを備えるキヤノンエコテクノパークを開設した。同工場では、トナーカートリッジやインクカートリッジの自動選別・リサイクルシステムによるリサイクルや、複合機のリマニュファクチャリングを行うとともに、これからの時代を担う小学生をメインとした環境学習の場を提供している。

工場見学では、キヤノングループの環境活動についての紹介後、ショールームにてキヤノンエコテクノパークのリユース・リサイクルの概要について説明を受け、上述の自動リサイクルシステムを見学した。クローズドループリサイクルを実現したトナーカートリッジでは、オートメーション化されたリサイクルによって純度 99%以上の再生プラスチックの生産を可能にするとともに、以前の工場に比べ、リサイクル工程の作業環境におけるトナーの飛散濃度を 10 分の 1 に減少することができたという。その後、実際の作業現場に入り、複合機の分解作業や部品の破碎・分別機器を間近で見学した。



キヤノンエコロジーインダストリー株式会社（キヤノンエコテクノパーク）訪問研修の様子

2 - 1 - 4 第 1 回訪越技術支援

第 1 回訪越技術支援は、7 月 31 日から 3 日間にわたりベトナム・ハノイにて行われた。ベトナム・グリーンラベル基準のホテル・レストラン基準の策定協力にあたり、現地の事業者へベトナムの現状を探るヒアリングを主な目的とし、MONRE の要望により、環境に関心の高いハノイの事業者に向けたトレーニングセミナーを 8 月 2 日(金)に実施した。ヒアリングにあたり、将来的にエコマークとの相互認証を見据えていることからエコマーク基準をベースにしつつ、両分野に関連するベトナムの法体系や市場状況に関する文献及びインターネット調査結果を考慮した基準素案を作成したうえで、ヒアリングを行った。また、ヒアリングを実施した事業者の選定については、MONRE が担当した。

表 2-1-6. 訪問事業者スケジュール

日時	訪問先	備考	
7/31 (水)	8:30~ 9:00	MONRE	訪越技術支援（ヒアリング訪問先、8/2(金)セミナー）の全体スケジュールの確認
	9:30~ 11:00	SHC Vietnam Investment Trading and Service Joint Stock Company	<ul style="list-style-type: none"> 日本食レストランチェーン(Hotto-Hot Plate、Kanpai、Maneki Neko Deli)及びベトナム料理(Vietstreet)をベトナム全域で展開 2019 年 8 月現在、合計 37 店舗を営業
	13:30~ 15:30	JW Marriott Hotel Hanoi	<ul style="list-style-type: none"> マリオットホテルは、リッツ・カールトンなどのホテルを運営するアメリカに本部を置くマリオット・インターナショナルが運営するホテル ホテル数では世界最大のホテルチェーン ベトナムでは、ハノイのほかベトナム南部のフーコック島にマリオットホテルを営業
	15:45~ 17:30	Crowne Plaza West Hanoi Residences	<ul style="list-style-type: none"> インターコンチネンタルホテル、ホリデーインなど 100 カ国 5,000 以上のホテルを運営するイギリスに本社を置く IHG グループのホテル ベトナムでは、ハノイとダナンにホテルを運営
8/1 (木)	9:30~ 11:00	InterContinental Hanoi Westlake	<ul style="list-style-type: none"> クラウンプラザホテルと同じく、IHG グループの中核ホテル ベトナムでは、6 ホテルを展開
	16:00~ 17:30	MONRE	<ul style="list-style-type: none"> 翌 8/2(金)の現地セミナーの事前打ち合わせ 技術協力の今年度の取組について協議
8/2 (金)	8:30~ 12:00	MONRE 主催トレーニング セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関心の高いベトナム事業者を対象としたトレーニングセミナー タイプ 環境ラベル及び GPP を取り巻く世界的動向とその活用事例を紹介

1) 第2回日越協議(ベトナム・ハノイ)

[日時]	令和元年8月1日(木) 16:00~17:30
[場所]	ベトナム天然資源環境省(MONRE: Ministry of Natural Resources and Environment) 執務室内打ち合わせスペース
[出席者] 敬称略	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Le Hoai Nam (Director of Environmental Quality Management, Vietnam Environment Administration (VEA), MONRE) • Mr. Nguyen Hoang Duc (Official) • Mr. Tran Duy Khanh (Official, Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE) • Ms. Dinh Phuong Quynh (Official, Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 環境省大臣官房環境経済課 環境専門調査員 小澤 守 • 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 主任 小林 弘幸
言語	日越逐次通訳

(1) 協議概要

ベトナム・グリーンラベル基準策定支援としてレストラン及びホテル基準案を策定するにあたり、現地事業者ヒアリングするとともに、MONRE が開催を希望した上記業界の環境担当者を招いたセミナーのため訪越した。そこで、翌日にセミナーを控え、当日の事前打ち合わせとともに、今年度の技術支援内容について協議する打ち合わせを行った。主には、6月の第1回日越協議の合意事項を踏まえ、レストラン及びホテル基準案の進捗状況の共有とともに MONRE が想定する2つの基準レベルや将来的な方向性の確認、12月の訪越技術支援の具体的な取組内容について協議を行った

(2) 協議内容

8月2日(金)セミナーについて

翌日2日(金)に開催するセミナーについて事前打ち合わせを行い、以下の事項を確認した。

- アジェンダを確認した。資料は MONRE が印刷しており、会場レイアウト、プロジェクタ投影するバナーなど当日の運営状況を確認した。
- セミナー終了後、繊維基準案の策定を依頼している外部専門家(コンサルタント)と繊維基準に関する内容について約30分打ち合わせを行うことを確認した。
- エコマークの発表にて食品リサイクルに触れる際、ベトナムの現状では食品廃棄物の肥料・飼料化は工場も少なく困難であることから、そのような状況を踏まえて検討していくことを補足説明する。